

社会保険労務士事務所ベイプラス 料金表

(2026年4月改定)

1 顧問報酬

社会保険労務士業務のうち、次に掲げる法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等（審査請求を除く）の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務を**月単位により継続的に受託する場合に受ける報酬**です。

(1) 労働基準法

（就業規則、諸規定等作成・変更及び人事・労務管理に関する事項を除く）

(2) 労働者災害補償保険法

(3) 雇用保険法

（雇用継続給付及び二事業に係る給付および助成金申請を除く）

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

（新規適用・廃止、労働保険概算・確定保険料申告を除く）

(5) 労働安全衛生法

（許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等を要するものを除く）

(6) 健康保険法、厚生年金保険法

（健康保険・厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届、新規適用・廃止手続きを除く）

(7) 国民年金法

（被保険者がなすべき手続事務を除く）

1 顧問報酬（労務顧問プラン）

- 労働・社会保険諸法令に基づく一般的な相談業務。
- 雇用管理・労務管理等に関する相談及び指導業務。
- 就業規則診断(新規作成・変更を行う場合は別途手続き報酬を頂戴します)
- 社会保険料・雇用保険料の確認
- 行政機関の対応・事前打ち合わせ（立ち会いには別途報酬を頂戴します）
- 労務管理関係書類(労働契約書・身元証明書、指導書、始末書等)のサンプル提供

人数	報酬月額	人数	報酬月額
1～9名	15,000円	70～99名	50,000円
10～19名	20,000円	100～149名	60,000円
20～29名	25,000円	150～199名	70,000円
30～49名	30,000円	200～249名	80,000円
50～69名	40,000円	250名以上	別途協議

(注)人数は事業主（常勤役員を含む）と従業員（短時間労働者を含む）を合わせた数です。

(注)入退社人数（概ね年間合計25%以上）、業務内容などにより協議のうえ変更する場合があります。

1 顧問報酬（労務・手続き顧問プラン）

- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関連する手続。
- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく事業所及び被保険者の変更に関連する手続。
- 健康保険法に基づく給付に関する手続。（第三者行為災害を除く）
- 雇用保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関する手続。
- 労働者災害補償保険法に基づく給付に関する手続。（第三者行為災害を除く）
- ※ 各種新規適用等に関する手続きは別途報酬をご請求させていただきます。
- ※ 労働保険年度更新、社会保険算定基礎届は別途報酬をご請求させていただきます。

人数	報酬月額	人数	報酬月額
1～9名	30,000円	70～99名	100,000円
10～19名	40,000円	100～149名	130,000円
20～29名	50,000円	150～199名	160,000円
30～49名	60,000円	200～249名	190,000円
50～69名	80,000円	250名以上	別途協議

(注)人数は事業主（常勤役員を含む）と従業員（短時間労働者を含む）を合わせた数です。

(注)入退社人数（概ね年間合計25%以上）、業務内容などにより協議のうえ変更する場合があります。

2 手続き報酬

手続き報酬とは、社会保険労務士業務のうち、**顧問契約に含まれない**書類の作成及び提出の事務又はそれらを個別に受託した場合に受ける報酬です。ただし、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成が付随する場合には、別途依頼者と協議させていただきます。

（1）各種規程の作成・変更

内容	報酬
関係法令に基づく諸届・報告	20,000円～
就業規則の作成	200,000円～
就業規則の変更	100,000円～
賃金・退職金・旅費等の諸規定	各50,000円～
育児・介護休業等の諸規定	各50,000円～
文書管理その他規定	各50,000円～

2 手続き報酬

（2）労働・社会保険の新規適用・廃止届

内容	報酬	注記
新規適用（健康保険・厚生年金）	50,000円	20名以上 1名ごとに1,000円加算
新規適用（労災保険・雇用保険）	50,000円	
適用廃止（健康保険・厚生年金）	40,000円	20名以上 1名ごとに1,000円加算
適用廃止（労災保険・雇用保険）	40,000円	
廃止に伴う離職証明・任意継続手続き	1件につき5,000円	
健康保険組合への編入	100,000円～	10名以上 1名ごとに1,000円加算

2 手続き報酬

（3）保険料の算定・申告

内容	人数規模	報酬
健康保険・厚生年金 算定基礎届	1～9名	50,000円
	10～19名	60,000円
	20～29名	70,000円
	30～49名	80,000円
	50名以上	別途協議
健康保険・厚生年金 報酬月額変更届	1名につき	3,000円
労働保険料概算・確定申告（継続事業）		25,000円～

2 手続き報酬

（4）保険給付請求等

内容	報酬
健保・労災給付請求	20,000円
年金（老齢）給付請求	20,000円
年金（遺族）給付請求	50,000円
年金（障害）給付請求	年金受給額1.0か月分
労災保険（障害・遺族）給付請求	50,000円
高年齢雇用継続給付・育児休業給付に係る給付申請	証明書1件10,000円 支給申請1回5,000円
第三者行為による傷病（災害）届	50,000円

注：上記報酬額は、比較的時間を要することなく定期的に報告又は届出を要する書類等を作成する場合の金額です。書類の作成等にあたり相当な時間又は高度の技術を要する複雑な事案の場合の報酬額は別途協議させていただきます。

2 手続き報酬

(5) 給与計算業務

内容	報酬
(1) 初期導入料金	業務内容を勘案し 別途協議
(2) 基本計算料金（基本料金と人数加算の合計額）	基本料金（月額）20,000円 人数加算 1 人につき1,000円
(3) 賞与等臨時計算	基本料金 20,000円 人数加算 1 人につき500円
(4) 給与計算に付随する年末調整など	業務内容・範囲を勘案し 別途協議
(5) 勤怠集計、諸用紙その他にかかる費用	別途協議

注：紙による勤怠集計など作業が煩雑となる場合は、勤怠管理システムを導入を推奨しております。

注：上記報酬額は入退社人数、業務内容などにより協議のうえ変更する場合があります。

3 相談・コンサルティング報酬

内容	報酬
作業報酬 依頼を受けた業務以外に発生する書類作成やデータ集計に係る業務に対する報酬。	1時間につき 5,000円
相談報酬 労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じる場合に受ける報酬。	1時間につき 10,000円
立合報酬 関係官庁が行う調査等にあたって、立会う場合に受ける報酬。	1時間につき 10,000円
調査報酬 依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬。	1時間につき 5,000円
講師等報酬 労働社会保険諸法令に関する講演等の依頼を受けた場合に受ける報酬。 ただし、資料作成代及び高度な知識・調査を要するものについては別途依頼者と協議させていただきます。	1時間につき 30,000円

4 その他報酬

内容	報酬
旅費・宿泊費 依頼業務に関し出張した場合に受けるもの	実費
緊急依頼 特に緊急を要するものについては、報酬額とは別に加算額を頂戴します	報酬額の20%を加算
新規受託時の着手料 受託にあたっては、着手料を頂戴することがあります。	別途協議
解約の報酬 依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額頂戴することがあります。	左記のとおり
災害、その他特別の事情がある場合の報酬 依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免することがあります。	左記のとおり
消費税、印紙代、手数料その他等 本報酬に係る消費税、手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に頂戴します。	必要な額

5 労働保険・社会保険手続き報酬（スポット契約）

スポット手続きとは、**顧問報酬を締結せず、手続きのみを行います。**

（1）個人得喪関係

		内容	報酬
入社	雇用保険	雇用契約書（労働条件通知書）の構築・作成	20,000円～
		雇用保険被保険者資格取得届の作成・届出	20,000円～
		外国人雇用状況届出書の作成・届出	20,000円～
		兼務役員雇用実態証明書の作成・届出	30,000円～
		同居の親族雇用実態証明書の作成・届出	30,000円～
	社会保険	健康保険・厚生年金被保険者資格取得届の作成・届出	20,000円～
		任意継続被保険者資格喪失届の作成・届出	30,000円～
		健康保険・厚生年金被保険者所属選択二以上勤務届	20,000円～
厚生年金70歳以上被用者該当・不該当届		20,000円～	
退職	雇用保険	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票）の作成・届出	30,000円～
	社会保険	健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届の作成・届出	20,000円～
		任意継続被保険者資格取得届の作成・届出	30,000円～
扶養増減	社会保険	健康保険被扶養者異動届（国年3号含む）の作成・届出	20,000円～
転勤	雇用保険	雇用保険被保険者転勤届の作成・届出	30,000円～

5 労働保険・社会保険手続き報酬（スポット契約）

スポット手続きとは、**顧問報酬を締結せず、手続きのみを行います。**

（1）個人得喪関係

内容		報酬	
出産	社会保険	産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届の作成・届出	30,000円～
		健康保険出産手当金支給申請書の作成・届出	30,000円～
		健康保険出産育児一時金支給申請書の作成・届出	30,000円～
		健保出産育児一時金内払金支給依頼書の作成・届出	30,000円～
		健保厚年産前産後休業終了時報酬月変届の作成・届出	30,000円～
育児休業	雇用保険	育児休業給付金支給申請書の作成・届出（都度）	20,000円～
	社会保険	育児休業等取得者申出書/終了届の作成・届出	20,000円～
		健保厚年育休等終了時報酬月額変更届の作成・届出	20,000円～
		厚年養育期間月額特例申出書/終了届の作成・届出	20,000円～
介護保険	雇用保険	介護休業給付金支給申請書の作成・届出（都度）	20,000円～
死亡	社会保険	健康保険埋葬料支給申請書の作成・届出	30,000円～
	労災保険	労働者死傷病報告の作成・届出	30,000円～
		療養・休業・障害・遺族給付に関する一般的な手続き	30,000円～
		第三者行為による保険給付請求に関する一般的な手続き	80,000円～

5 労働保険・社会保険手続き報酬（スポット契約）

スポット手続きとは、**顧問報酬を締結せず、手続きのみを行います。**

（1）個人得喪関係

内容		報酬	
私傷病	社会保険	健康保険療養費支給申請書の作成・届出	30,000円～
		健康保険高額療養費支給申請書の作成・届出	30,000円～
		健康保険限度額適用認定申請書の作成・届出	30,000円～
		健康保険傷病手当金支給申請書の作成・届出	30,000円～
		第三者行為による保険給付請求に関する一般的な手続き	60,000円～
昇給降給	社会保険	健保厚年被保険者月額変更届の作成・届出	30,000円～
60歳到達	雇用保険	六十歳到達時賃金月額証明書の作成・届出	20,000円～
		高年齢雇用継続給付金支給申請書の作成・届出	20,000円～

（2）事業所関係

内容		報酬
安全衛生	健康診断結果報告書の作成・届出	30,000円～
	産業医・安全管理者・衛生管理者選任届の作成・届出	30,000円～
労働時間	36協定（構築・作成・届出）	30,000円～
高年齢者雇用	高年齢者雇用状況報告 作成・届出	30,000円～
障害者雇用	障害者雇用状況報告 作成・届出	30,000円～

5 産休・育休パック（スポット契約）

内容		報酬	パックプラン
社会保険料免除	産前産後休業取得申出書	30,000円～	200,000円
	産前産後休業取得者変更(終了)届	30,000円～	
	育児休業等取得者申出書	20,000円～	
	育児休業等取得者終了届	20,000円～	
従業員への給付金	出産育児一時金支給申請	30,000円～	
	出産手当金支給申請	30,000円～	
	育児休業給付金申請(初回手続)および 出生後休業支援給付金申請	20,000円～	
	育児休業給付金支給申請(2回目以降) ※初回手続以降2か月ごとに申請	20,000円～	
産前産後休業終了時報酬月額変更届 育児休業等終了時報酬月額変更届	50,000円～		
養育期間標準報酬月額特例申出書	20,000円～		

※各種延長手続や育児休業中に臨時的な就労が予定されている場合などは、別途追加料金がかかります